

## 監査委員制度

市の行財政運営が、適法で、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査等を行なうために、独立した執行機関として監査委員制度が設けられています。

### 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき、市長が議会の同意を得て選任する、識見を有する委員（代表監査委員）1名と市議会議員の内から選任される委員（議会選出監査委員）1名の計2名で構成されています。

監査委員は公金が公正に、また、効率的に使われているか、予算の執行や契約などの財務事務を中心に行政事務全般にわたる監査を行っています。

監査委員の任期は4年です。

監査委員は独任制の執行機関とされ、独立して職務を行っています。

監査結果の決定、意見の決定は合議によるものとされています。

区 分	氏 名	勤務形態	就任年月日
代 表 監 査 委 員	小田桐宏之	非常勤	平成29年7月2日
議 会 選 出 監 査 委 員		非常勤	

### 監査委員事務局

監査委員の職務を補助する組織で設置されています。

五所川原市の監査委員事務局は、局長以下、3人の体制で、監査委員の補助職員として、年間計画表の作成、書類の点検、資料の収集整理、法的根拠の調査等の実務を行っています。